

## 興福寺所蔵『維摩会近來講読出仕番之記』

歴史研究室

昨年に引き続き、興福寺の古文書・典籍の調査・整理・写真撮影を行った。『興福寺典籍文書目録』第2巻についても原稿の追加作成と、作成済みの原稿の点検・補充を行った。ここでは目録第1巻収録分の第29函14号『維摩会近來講読出仕番之記』を紹介する。

はじめに本書の書誌を記す。体裁は袋綴装、料紙は楮紙で、表紙は共紙原表紙である。縦24.6cm、横17.3cm、紙数は表紙を含め10紙である。界線はなく、1面8～12行である。表紙に「興福／寺印」朱方印が1顆ある。内題・尾題はない。奥書等もないが、書風および次に述べる理由から、江戸時代前記の書写にかかるものと考えられる。すなわち第3丁に明暦4年（1658）3月の記事があるが、同年7月には万治と改元することから、本書は明暦4年3月をあまり距たらない時期に書かれたものと推定される。また、この条の右肩に「今上」の文字があり、明暦4年条の記事中にも「今年…」の記載があることもそれを裏付ける。筆者は明らかでない。表紙右下に「金勝院」とあるが、金勝院は宝永5年（1708）の「興福寺伽藍春日社境内絵図」によれば伽藍中心に近く、食堂の東北方に位置している。本書の書写あるいは所持にかかわったのであろう。

興福寺維摩会は、奈良時代以前に起源を持つ南都屈指の大会で、宮中御齋会・薬師寺最勝会とともに三会と称されており、毎年10月10日から藤原鎌足の忌日である同16日まで講堂で行われた。僧界で高位・高官に就くためには、この法会において講師を勤仕する必要があった。毎年の講師名を書き上げたものは多くあるが、著名なものとしては斉明天皇4年（658）から永禄7年（1564）までの講師名を記した『三会定一記』がある。

本書は外題に「講読出仕番之記」とあり、永正8年から明暦4年までの講師と読師の次第を記しているが、内題に「維摩会読師役之次第」とあるように、読師について記すのが主眼である。明暦4年に読師役をめぐる相論があり、おそらく本書は、それに際して参考資料として読師役を誰が勤仕したかについて永正8年からの例を列記したのであろう。それだけでなく、読師役に関する相論等の先例として康正2年（1456）、応永28年（1421）、天文18年（1549）、永享10年（1438）、明応7年（1498）、保安2年（1119）等の記事を掲げており、他の維摩会関係記録において読師の記載が少ないだけに有益である。本書の最も貴重な点は表紙の貼紙の記載にもあるように、『三会定一記』が永禄7年の講師名までで終わっているのに対し、その後の講師名も記載していることである。興福寺所蔵の典籍・文書を精査すればそれぞれの年の講師名は判明するであろうが、本書のように一覧できるのは便利である。なお、毎年の記事の右肩に「某年分」とあるのは、戦乱等により遂行できなかった年の分の維摩会を行うという意味で、それにより、天正18年のように1年のうちに永享8年と9年分の二度の維摩会を行うこともありえたのである。

（加藤 優）

〔維摩会近來講読出仕番之記〕

凡例

- 1 印刷の都合上、原本の体裁を変えた部分がある。
- 2 適宜読点を施した。
- 3 原本の丁替りは、新紙面の行頭に丁付及び表裏の区別(11)のよう(11)に標示し、文章が連続する場合は丁の替り目を「で示した。

(表紙)

興福寺印

(朱印)

金勝院

維摩会近來講読出仕番之記

(新補貼紙)(朱書)  
「三會定一記ハ永祿七年マテ有之、

サレバ本書ノ天正四年以下ノ記事ハ、其欠ヲ補フニ足ルモノナリ、

(表紙見返)

此近來

金同司者両堂一藹役、

講堂司者両堂二藹役、衆僧無人故重役也、重而年藹次第格別ニ七堂司可有之、

(1オ)

(後小松院百一代)

維摩会読師役之次第

応永廿二年分 十二月十六日

一(永正八年講師良一 著

後柏原院百五代

読師三綱方落居泰弘

読師之事、近來雖及相論、三綱方落居旨理運、相模法橋泰弘致其沙汰了、

応永廿三年分 十二月十六日

一同十二年講師円深

読師 堂方沙汰

(1ウ)

応永廿八年分

一同三年 講師晃円

読師役 宣舜法橋

同廿九年分

一享祿二年講師尊俊

読師役 堂方

同卅一年分

一天文三年講師空実

読師役 政所実憲

同卅二年分

一同五年 講師覚一 著

読師役 淳貞法橋

同卅三年分

一同八年 講師光尊

読師役 堂方

同卅四年分

一同十年 講師兼範

読師役 権別当 空実

同卅五年分

一同十六年 講師尋一 円

読師役 亮乘法橋

正長元年分

一同十七年 講師慶家

読師役 堂方

永享元年分

一同十八年 講師実暁

読師役 政所 尋一 円

同一年分

一同廿三年 講師興専

読師役 尊貞法眼

同二年分

一永祿六年 講師光実 今上百七代

読師役 堂方

同四年分

一同七年 講師憲深 東北院

読師役 権別当 (別筆朱書) 〔定一記〕コ、マテ

同五年分

一同十四年 講師孝譽 土月

読師役 高天 信濃法眼 順貞上座

同六年分 十一月十六日

一同五年 講師尋憲

講師役 堂方

同七年分 五月 南井房 今上八百八

一同十七年 講師「印」

講師役 政所 東北

同八年分 〇八月一興院

一同十七年 講師慶一政

講師 高天上座 順貞

同九年分

三講師 修南□□

一同十八年 講師 喜多空慶 松林実清

講師役 堂方

(2ウ)

同十年分

一慶長十五講師蓮成院 懷算陽教房

講師役 権別当 修南

十一

一同十七年 講師賢聖院

講師役 二条

十二 至三月十一日

(付箋) 一元和四年講師東北院兼祐

講師役 堂方

(付箋) 「元和四年兼祐講師ノ表白杉ノ鉄店ニ在リ

奥書ニ云ク 一元和四年戊辰三月十七日維摩 会講師兼祐法相宗 寺務 喜多院

嘉吉元

一同五年 講師信一尊

講師役 此方ノ覺 (寺務 喜多院)

二

一同七年 講師成身院実円房

講師役 二条 二条旧記ニ権別当アリ

三

一同八年 講成尊一覺

講師役 堂方

文安元

一同九年 講師摩尼珠院源□房

講師役 此方ノ覺八 (権別当 松林院)

(3オ)

一寛永十八年 講師実清 福□院

講師役 修南院三綱二条

今上 三月五日二加行 三月十七日始行 松林院 三月十日二加行入縁起伝受予沙汰畢

一明暦四年 講師実雅

講師役 堂方 愛染院 良慶房大

今年読師役、先年講師実清之時、修南院ヨリ読師役沙汰之、此度者可為三綱二条法眼と申処、二条ハ可為堂方と相論ニ付、御寺務一乗院殿へ申処、此先読師役修南院へ指事不□、修南院へ

(4ウ)

(3ウ)

三綱ヨリ読師へ扶持ノ米、悉ハカリ可返ト被仰出也、当年明暦四年ノ読師役、堂方可為沙汰之義歟、是有様ノ被仰出給也、二条ハ寺務・権利当・堂方ト回、次第ト三綱事、此方申者、寺務・三綱・堂方・権別当」・三・堂ト回ト申、近来撰処ニ其通也、寛永十八年ノ番、為三綱処、修南院殿へスリツクルコト、沙汰限曲事也、

一康正二年丙午講東院兼円、十一貫文、読師寺務方、是ハ大初任之時、読役ハ當時者供ヲ拝領申、堂方役被仰付云々、堂方ニハ不成之由、度々会式令抑留、訴訟之間無力、是モ講師弁償了、一五石読師 □□□年 七石愛染院

光明院記ニ東北院後円御代トアル記ニアリ、

一応永廿八年律威儀僧十七人參仕申ス、 南 回廊東上立、法眼平袈裟、

講師金堂未申角歩行時分、論議書之、南ニ並始テ三行出仕、

威儀一行、南方ノ論議書已下、上童ノ通中ヘヨルヘシ、

一天十八 五貫文読師西金宗明房へ渡、又三貫文読師へ、

永享十年 一応永廿一寺務東院光曉記ニ、一当年大会読師権別当御房相当

其巡之所、同公文目代相催□之處、大会ニ可被仕之間、読師沙汰事、難儀之由被申条、更無其例者也、

権別当状

当年大会講師事承候、尤可令沙汰之處、今度ハ可令出仕之間、此分大儀之間、成立いか、と計会候処、読師沙汰之条、不可□□□候哉、所詮政処様へ此旨能々被加御芳言、当年「事者余方沙汰候様、被談合□□、可承御恩旨併頼申候、如何様自是も可申候、先此等之次第能々可被申候、頼申候、恐々謹言、十月二日、実意、公文目代御房、

承応会記録撰要沙下南門坂等之ノ記ニアリ、

一明応七読師役事、相当去辰年令勤仕堂方之間、公文目代・権

(4オ)

別当相催之處、難洪子細在之間、催權上座之所、三綱中申子細、  
 □事不一決、致于當日相論、定願大・性秀同莊嚴院東金堂・俄出立之五貫文、當講五貫文、学侶一貫文、一乘院又一貫文、當講今十二貫文又助成了、

一天文十八、読師寺務番役、然二供拝領之禪徒勤仕之由、被仰出云々、於堂方不然之由、一向無承引、仍会式抑留之間無力、當講ニシテ又弁償之、大乘院御坊中五貫文、同向奉行□貫文、学侶五貫文弁償之、寺務違乱先代未聞也、

二ノ巻物ノ記ニアリ、

一保安二年十月四日乙未、晴、維摩会講師布施、可被□之由、以家職事示送左將軍許、彼示承由、読師布施、公卿中第二人必調進也、講師布施長者必勤也、六日丁酉晴、召維摩会勅使弁実光、給維摩会文、略之、

一長保五年講師真興、三會定一ノ尻二、

件真興、年来閑居於勸学寺、而長者左丞相為果旧願、以六月十六日被下講師宣旨、則御自手書写金泥新古維摩三卷・無垢稱六卷・兩部經九卷、以十月十五日引率氏公卿七人并諸大夫等五十人、供養大会、則聴衆并寺僧供料八木三百斛、御誦經料信乃布五百端、七堂各百端、講読衆各纏頭并給度者、重以講師被任法橋上人位、以別当權少僧都定澄被任權大僧都、被複堅義一人、十六日朝、講師議定之間、被下宣旨於智印大法師、大会光花絶古今、六年春、宮中金光明会殿上論議之座、被權少僧都宣、超於春明・林懷・定好・「松橋・明憲五人也、最勝会結願日、附会勅使右少弁源致重進上僧都辞表了、同十月十四日卒、時年七十一矣、七所公卿、大納言藤原朝臣道綱、中納言同公任、同齊信、侍従同隆家、參議同有国、春宮大夫同懷平、三位中将同兼

隆、感云上達部七人、殿上人・諸大夫七十余人下向云々、

杉原紙ノ大帖ニアリ  
 一 会行次第 當講所望之間、可通用也云々、修南院記享之、

初日朝座ハカリ、第二日初日夕座ハカリ、是ニ第三日夕座ニヤカテ同ツク、第四日第三日朝座ニ加任、第五日第四日夕座ニ加任、第六日第五日朝座ニヤカテ同夕座、同夕座ニ寺分、同第六日朝座夕座ニコレニ、夕座ノ後

已講拜、其後勅使坊番論義、結風誦回向、勅使拝悦申以上、

一 第五日朝座ニ律威儀供九座目、堂家合廿一人、綱所三人、都合廿四人、此内戒和尚并堂司三口、綱所六口分者、雖為不參必可曳之、自余者不參之時者不曳之、永祿六年講師光実松林院、

覺慶一乘院殿、第二夜御逐業在之、持物ノ記ニ在之、

(ウ) 8 (オ) 墨付ナシ

七十一代 一延久三、講師貞禪、堅義十四日專寺増慶律宗逐、巻本ノ中ニアリ、

七十二代 一永保三、増真雖為師重服逐之、